

事故防止マニュアル

1. 事故の発生防止（予防）のための取り組み

(1) 安全な環境を確保するための配慮点等

安全な環境を確保するため、子どもの年齢（発達とそれに伴う危険等）、場所（エリア、トイレ、廊下等）、活動内容（遊具や活動に伴う危険等）に留意し、事故の発生防止に取り組む。特に、以下の①で示すア～オの場面（プール活動や水遊び中、食事中等の場面）については重大事故が発生しやすいため注意事項を踏まえて対応する。

① プール・水遊び

○プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないようにプール活動・水遊びのリーダーを監視者とし、また、配置スタッフに役割分担を明確にする。

○事故を未然に防止する為、プール活動に関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなりリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。

※プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント

- ・監視者（リーダー）は監視に専念する。
- ・監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の注視も選択肢とする。
- ・時間的余裕を持って活動を行う。

○施設・事業者は、職員に対し、心肺蘇生法をはじめとした応急手当等（AED）の教育の場を設け、緊急時の体制を整理し共有しておくとともに、緊急時にこれらの知識や技術を活動することができるように日常生活において実践的な練習を行う。

② 誤嚥（食事中）

○職員は子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、当日の子どもの健康状態について情報を共有する。

○子供の年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事支援に勤める。

※食事支援をする際に注意すべきポイント

- ・ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意思に合ったタイミングで支援を行う。
- ・子どもの口に合った量を支援する。（口に詰め込みすぎない。）
- ・食べ物を飲み込んだことの確認を行う。
- ・汁物・水分を適切なタイミングで食べられるよう支援する。
- ・食事中の覚醒（眠くなっていないか）に注意する。
- ・正しく座っているか注意する。

○食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、事業者の状況に応じた方法で、子どもの食事の様子を観察する。特にたべている時には継続的に観察する。

③ 誤嚥（玩具、小物等）

○口に入れると咽頭部や期間が詰まる等窒息の可能性のあるおおきさ、形状の玩具や物については、室内におかないことが望ましい。万が一、支援等で必要な場合は職員は子どもから目を放さないようにする。

○誤嚥につながる物を身につけている場合もあり、これらの除去については、保護者に相談を含めた上での対策を講じる。

④ 食物アレルギー

○食物アレルギーについての防止を行うため、契約時に確認を行い、職員間で情報の共有を行う。

○活動内容によって、食事を行う場合（施設外療育時やクッキング等）は事前に保護者に食物アレルギーを確認した上で療育にあたる。

(2) 事故の発生防止に関する留意点

以下について留意の上、点検等を実施する。

○事故の発生防止の活動

子どもの特性を十分に理解した上で、事故の発生防止に係る行動の確認や事故に発展する可能性のある問題点を把握し、事故の発生防止に取り組む。

○事故の発生防止に向けた環境づくり

事故の発生防止に向けた環境づくりでは、職員間のコミュニケーション、情報の共有化、苦情（意見・要望）解決への取り組み、安全教育が不可欠であることに留意する。

○日常的な点検

施設・事業者はあらかじめ安全点検簿を基に、定期的に点検を行い、その結果に基づいて問題のある箇所の改善を行い、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。

○療育中の安全管理について

療育中の安全管理には、施設・事業所の環境調節が不可欠であることから、施設・事業者は随時環境設備に取り組む。

○重大事故の発生防止、予約のための組織的な取り組みについて

重大事故の発生防止、予防については、ヒヤリハット報告の収集及び分析が活用できる場合もあるため、以下の取り組みを行う。

ア 職員は重大事故が発生するリスクがあった場面に関わった場合には、ヒヤリハット報告書を作成し、各管理者に提出する。

イ 管理者部会では、集められたヒヤリハット報告書の中から、重大事故が発生しやすい場面において、重大事故が発生するリスクに対しての要因分析を行い、事故防止対策を講じる。

ウ 管理者は事故防止対策について、職員に周知し、職員は事故防止対策を踏まえて療育に当たる。

(3) 職員の資質の向上

それぞれの管理者においては、子どもの安全確保に関する研修に参加することを基本とするとともに、全ての職員は救急対応（AED蘇生法等）の実技講習、事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修を通じて、資質の向上に努める。

全体ミーティングの際に、事故の生じやすい場所等を共有することで、事故への認識、危険に対する予知能力の向上を図る。

(4) 緊急時対応体制の確認

緊急時の対応体制として、以下のような準備を行う。

○緊急時の役割を決める。

重大発生時には各管理者、もしくは児童発達支援管理責任者が他の職員に指示を出し、迅速に対応ができるようにする。

○緊急時の役割の主なものについては、以下が考えられる。

※緊急時の役割

- 心肺蘇生、応急処置を行う。
- 救急車を呼ぶ。
- 病院に同行する。
- 事故直後、代表理事や事故に遭った子どもの保護者に連絡する。
- 事故直後、事故に遭った子ども以外の子どもの支援を行う。
- 事故当日、交代で自己の記録を書く。
- 事業所全体の状況を把握しつつ、病院に同行している職員など、それぞれの役割の職員間の連絡をとる。
- 事故当日、必要に応じて、事故に遭った子ども以外の子どもの保護者に事故の概要について説明をする。
- 翌日以降の療育の実施体制の確認を行う。

(5) 日常に準備しておくこと

○管理者は各職員の緊急連絡網、医療機関・関係機関（市町村、警察、病院等）の一覧、保護者への連絡に関する緊急連絡先を事前整理しておく。

(6) 保護者や地域住民等、関係機関との連携

事故発生時の協力体制や連絡体制を整えるとともに関係づくりの必要性について日頃から認識しておく。

(7) 子どもや保護者への安全について

○子どもの発達や能力に応じた方法で、子ども自身が安全や危険を認識すること、事故発生時の約束事や行動の仕方について理解できるよう努める。

○家庭における保護者の行動や教育により、子どもが安全な生活習慣を身につけることができるよう保護者と連携を図る。

(8) 設備等の安全確保に関するチェックリスト（安全点検簿）

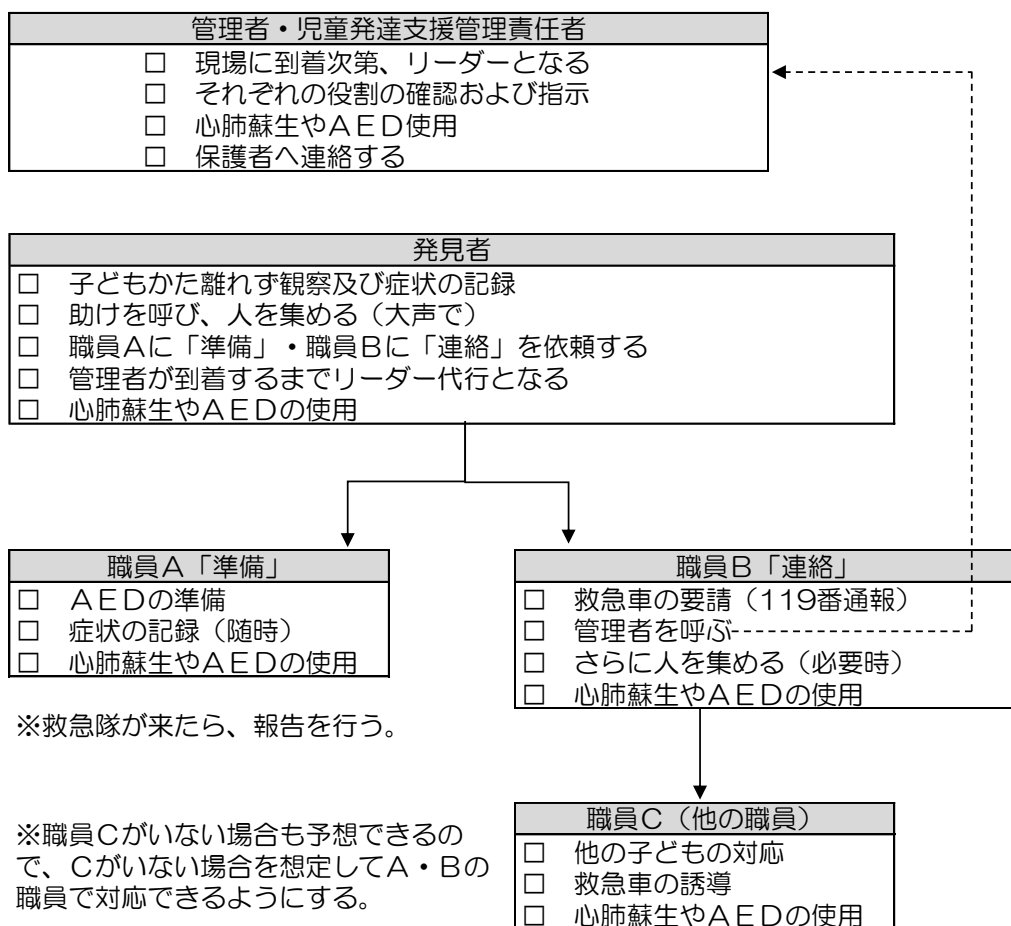
施設内の設備について、安全点検簿を作成し、定期的にチェックし、その結果に基

づいて問題のある箇所の改善を行い、また、職員全体に周知して情報の共有化を図る。

(9) 事故防止のための体制設備

事故の発生防止は組織で対応することが重要であり、管理者、児童発達支援管理責任者の下、組織的に体制を整備する。

緊急時の役割分担



2. 事故の再発防止のための取り組み

管理者、児童発達支援管理責任者及び地方自治体は、死亡事故等の重大事故が発生した場合に事故後の検証を行ったうえで、これまでの取り組みについて改善すべき点を検討し、重大事故の再発防止の取り組みについて、以下に留意し実施する。

(1) 再発防止策の策定

○すでに発生した事故が防げるものだったのか、今後、類似事故の発生防止のために何をすべきか、という視点で具体的に再発防止策の検討を行う。

○策定した再発防止策については、既存の指針に確実に反映させるとともに、その後の取り組み状況に応じて、随時見直しを図る。

(2) 職員等への周知徹底

発生した事故について、再発防止策を職員全員に周知するとともに必要に応じて保護者とも共有を行う。